

山形県高等学校奨学金（育英奨学金） 予約奨学生募集

令和7年7月

保護者各位

山形県教育委員会

山形県教育委員会では、令和8年度高等学校等奨学金（育英奨学金）予約奨学生を下記により募集します。予約奨学生とは、現在中学3年生で、翌年度に高等学校又は専修学校（高等課程で当教育委員会が定めるものに限ります。）への進学を予定している生徒が、奨学金の貸与を予約するものです。

奨学金の貸与の予約を希望される方は、担任の先生と御相談の上、在学する中学校に申請書を提出してください（申請書は中学校から貰ってください）。

※ 高等専門学校（高専）に進学を希望する生徒は、独立行政法人日本学生支援機構が奨学金の貸与を行いますので、そちらへの申請となります。（進路希望先が未定の場合は、当奨学金にも申請して差し支えありませんが、**高等専門学校に進学したときは当奨学金の貸与予約は取り消し**となります。）

記

1. 募集時期 令和7年8月1日（金）～ 令和7年9月1日（月）

2. 貸与月額

区分	自宅通学		自宅外通学	
	公立等	私立	公立等	私立
高校・専修	18,000円	30,000円	23,000円	35,000円

※貸与月額は、高校入学後に決定されます。

3. 資格要件

人物基準、学力基準、家計基準、及び扶養者の住所地があります。

- 人物 学習活動その他生活全般における態度及び行動が良好であること。
- 学力 中学校第1学年から第2学年までの履修教科の評定を全て合計しこれを全履修教科数で割った値が3.0以上（小数点第2位で四捨五入）であること。
- 家計 世帯の収入の年額が規則で定める金額以下であること（裏面参照）。
- 住所地 高等学校等入学時に扶養者が山形県内に住所を有すること。
（扶養者が山形県内に住所を有していれば、進学先は県外の学校でも貸与を受けることができます。）

<家計基準の目安>下表はあくまでも目安です。各世帯の人数、事情等により異なります。

世帯人数	収入額 (給与の場合)	世帯状況 (父の給与収入のみの場合)
3人世帯	736 万円以下	父、母、高校生（公立自宅通学）の計3名の世帯の場合。
4人世帯	779 万円以下	父、母、高校生（公立自宅通学）、小学生の計4名の世帯の場合。
5人世帯	820 万円以下	父、母、高校生（公立自宅通学）、小学生2名の計5名の世帯の場合。

※ 給与収入以外の世帯については、計算方法が異なります。

※ この金額以上の収入がある場合でも、家庭のご事情（母子・父子世帯である、障がいのある人がいる等）によっては、特別に収入から控除できる場合があります。

※ ご不明な点は在学する学校へお問い合わせください。

4. 連帯保証人について

高校進学後（5月初旬）「誓約書」「保証書」を提出していただきます。このとき、連帯保証人を2名（親権者又は後見人1名及び独立の生計を営む成年者で原則として県内に住所を有する者1名）立てる必要があります。「誓約書」「保証書」の提出時まで、連帯保証人となる方を決めてください。（申請時点で2名連帯保証人が決まっていなくても申請は可能ですが、「誓約書」「保証書」の提出時まで連帯保証人を2名立てられない場合は貸与を受けることができません。）

5. 貸与の開始時期

高等学校入学後の手続きを完了した後に貸与を開始します。奨学金は毎月指定口座へ振込みますが、初回分については、5月末に4、5月分をまとめて振込みます。6月以降は毎月の振込みとなります。（2年目以降の振込みも同様です。）

6. 奨学金の返還について

- (1) 返還期間は10～13年間です。（3年間貸与を受けた場合。貸与総額により異なります。）
- (2) 奨学金は無利子ですが、返還を滞ると遅延日数に応じた違約金（年14.5%）がつきます。
- (3) 高校卒業後、進学、災害や傷病、経済的困難等の理由により、返還の猶予が受けられる場合があります。
- (4) **返還金は後輩奨学生の重要な貸与資金となりますので、必ず返還してください。**

山形県教育局高校教育課 経理・奨学金担当
〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
電話 023-630-2052・2513

※問合せ等は、在学する学校を通じてお願いします。